

でん粉の価格調整制度をご存じですか？



- 制度に加入してでん粉原料用かんしょの栽培を始めましょう！ -

【～でん粉の価格調整制度について～】

独立行政法人農畜産業振興機構（alic）は、海外からコーンスターチ用とうもろこし等を輸入する者（糖化製品製造企業等）からお金（「調整金」と言います）を集め、その財源で国内のでん粉原料用いも生産者とでん粉工場を支援しています。

でん粉原料用かんしょ栽培の魅力！

- ① 本制度に加入すると、JA 等（JA 又は民間のでん粉工場）からの原料代のほか、alic から『交付金』が交付されます。
- ② 交付金と原料代は、収量に対して支払われます。
【収量が増えれば、手取り増！】
- ③ 本制度は、収入保険制度と併せてご加入頂けます。
- ④ また、つる割れ病に強く多収が見込まれる新品種「こないしん」
生産者への配布が始まっています！

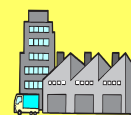


生産者の手取り基準額の推移（参考）

- ・でん粉専用品種（シロユタカ、こなみずき、こないしん等）の場合、直近3年の1トン当たりの手取り基準額（alic からの交付金+JA 等からの原料代）は、以下のように推移しています。
- ・令和2年産の手取り基準額は、前年産（10月以降）から302円増の3万6607円です。
- ・令和3年産の手取り基準額は、12月に決まります。

【生産者手取り基準額の推移】（単位：円/トン）

	平成30年産	令和元年産		令和2年産
		9/30申請まで	10/1申請以降	
交付金	26,000	26,510	26,610	26,890
原料代	9,320	9,695	9,695	9,717
合計	35,320	36,205	36,305	36,607



制度に加入するには！

制度に加入するためには、事前に JA 等と売渡契約を結び、毎年5/1～7/31の間に、代理人（JA 又は民間のでん粉工場）を通じて alic への「要件審査申請書」等の提出が必要です。
詳しくは、下記にある「お問い合わせ先」にご連絡してください。

《お問い合わせ先》 種子屋久農業協同組合

本所：0997-27-1218 西之表：0997-28-3815 南種子：0997-26-1211

《制度全般に関するお問い合わせ先》

独立行政法人農畜産業振興機 Tel：099-226-4741（でん粉担当 直通）

